

通院等交通費助成事業のご案内

適正に助成させていただくため、申請にあたり次のことにご注意ください。

- 【対象者】 市内に住所を有する在宅の人で下記のいずれかに該当する人
- ・ 70歳以上の高齢者
 - ・ 65歳から69歳までのひとり暮らし又は高齢者のみの世帯の人
 - ・ 在宅の要支援・要介護認定者
- ※申請時点において、死亡・市外転出された場合は助成金の対象外となります

- 【対象移動】
- ・ 自宅と医療機関の通院 ※健康診断や接骨院、はり灸、整骨院等は対象外
 - ・ 医療機関への入退院または介護施設への入退所
(転院の場合やショートステイの利用には利用できません)
 - ・ 一般タクシー、介護タクシーを利用した移動 ※運賃のみが対象
(介助料等、運賃以外の費用が発生した場合、内訳の明示が必要です)

- 下記にあてはまる場合は対象となりません。
- ・ 種別割(自動車税・軽自動車税)の減免を受けている
 - ・ 古河市障害者福祉タクシー利用料金の助成を受けている
 - ・ 「ふくとく・チケット」で補助を受けて支払った運賃分は対象外です。
- 以下のときは助成されませんので注意してください。
- ・ 自宅以外から通院したとき
 - ・ 通院時に自宅と医療機関以外の場所へ立ち寄ったとき
※医療機関から薬局を経由して自宅に戻った場合、
タクシーの乗り継ぎがない場合に限り申請が可能です。
 - ・ タクシーの領収書、通院証明がないときや日付があわないとき
 - ・ 運賃以外にかかった費用が含まれているとき(介助料、待ち時間等)
 - ・ 利用月から2ヶ月を過ぎているとき
(例:7/1~7/31 乗車分→9/31 までに窓口または郵送で必着)

- 【助成額】 1ヶ月あたり、片道を1回とし8回まで利用でき、運賃総額の2分の1を助成します。限度額5,000円。 ※100円未満切り捨て

- 【申請方法】
- ・ 通院する度に必ずタクシーの領収書を受け取ってください。
 - ・ 医療機関を受診する毎に、市指定の申請書に下記の2点を依頼してください。
① 医療機関を受診した日付の記載 ② 医療機関印の押印
※往復利用の場合の医療機関印は、行きで1回、帰りで1回必要です。
 - ・ 利用月から2ヶ月以内に申請書とタクシーの領収書を提出してください。

- 申請窓口● 高齢介護課 健康の駅 ※郵送での申請可(必着)
市民総合窓口課(総和庁舎) 市民総合窓口室(古河庁舎、三和庁舎)
(郵送先) 〒306-0221 古河市駒羽根1501「健康の駅」高齢介護課宛

- 問合せ先● 古河市役所 高齢介護課 TEL : 0280-92-4921